

## 相模原市サイクルツーリズム推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、オリンピックレガシーである本市サイクルツーリズムの推進を図るため、市内で営業又は活動する事業者等がサイクルサポートステーションの整備や立ち寄り機会の創出に資する物品の購入等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 市内に所在する自らが事業を営む店舗、事業所、工場等をいう。
- (2) 市内事業者 市内に住所を置き、かつ見積書や領収書等を市内の住所で発行できる事業者をいう。
- (3) 創業 所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出を行い新たに事業を開始している、又は新たに法人の設立登記を行い事業を開始していることをいう。
- (4) 物品 比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えうる物をいう。
- (5) サイクルサポートステーション 本来の施設設置目的に沿った利用の有無に関わらず、サイクリストが走行途中で車両整備、トイレ、水分補給などの支援を原則無償で受け取ることができる施設等をいう。
- (6) 立ち寄りスポット サイクリングにおける目的地となり得る施設、食事や水分補給などのために気軽に立ち寄ることができるサイクリストのための休憩施設又はそれに準じる施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、規則第5条第2項の規定による交付の決定を受けた日から同年度の3月31日(以下「補助対象期間」という。)までに実施するものとする。

2 補助金の交付対象となる項目(以下「補助対象項目」という。)は、サイクルサポートステーションの整備や立ち寄り機会の創出に資する物品の購入等で、別表1のいずれかに該当するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、第2条第1項に規定する市内事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業を実施する、補助金の交付を申請しようとするもの(以下「申請者」という。)の店舗等が市内にあること。
- (2) 交付申請書の提出時点において創業していること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) サイクルサポートステーション又は立ち寄りスポットとしての登録及びサイクルツーリズムの推進に係る情報発信に協力できること。
- (5) 自己の所有でない店舗等に対して工事を実施する場合には、所有者との調整が済んでいること。
- (6) 別表1に掲げる事業と同一事業についてこの要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。(申請者の住所及び代表者が同一の場合は、別法人、別事業者であっても同一事業者とみなす。)
- (7) 同一の補助事業について、本市を含む、国や県等の補助金を受けていないこと、又は受ける見込みがないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (2) 条例第2条第3号に規定する暴力団員。

( 3 ) 代表者、役員又はその他事業に携わる者に条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当する者がいるもの。

( 4 ) 法令等に違反する活動を行っているもの。

( 5 ) その他市長が適当でないとするもの。

( 補助対象経費 )

第 5 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために必要な経費であり、補助対象期間に発注、工事・設置及び支払いが完了するもので、その範囲は別表 1 のとおりとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

( 1 ) 申請者が自らの店舗等を工事する場合や、自社で取り扱っている物品等を購入する場合。

( 2 ) 補助対象経費の支払先が、資本関係がある事業者又は申請者の役員若しくは役員の属する企業等である場合。

( 補助金の額 )

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表 2 の規定により算出した額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

( 交付の申請 )

第 7 条 規則第 4 条第 1 項の市長の定める期日は、別に定めるものとする。

2 規則第 4 条第 1 項第 5 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

( 1 ) 補助金等交付申請書(第 1 号様式)

( 2 ) 誓約書及び同意書(第 2 号様式)

( 3 ) 法人にあっては役員等氏名一覧表(第 3 号様式)

( 4 ) 補助対象事業を実施する市内の店舗、事業所や工場等で事業を営

んでいることが確認できる公的書類（法人にあっては申請日より3か月以内に発行された履歴事項全部証明書、個人事業者にあっては所管税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は所管税務署に受領された直近の所得税の確定申告書第一表の写し等）

- (5) 市外在住の個人事業主にあっては、在住の市区町村で発行された納税証明書(未納の税額がない証明等)
- (6) 補助事業の内容及び金額がわかるカタログ又は申請者宛に発行された見積書の写し
- (7) 工事の申請にあっては工事前の状態が確認できる写真
- (8) 補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類又は書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第2項の規定により省略する書類は、「収支予算書」とする。

(交付の決定に係る審査)

第8条 市長は、規則第5条第1項に規定する審査に当たり、申請内容について資料の追加が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加を求めることができる。

2 規則第5条第1項の規定による審査等の結果、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をし、補助金等交付決定通知書(第4号様式)により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。また、補助金を交付しないことを決定したときは補助金等不交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、規則第5条第2項に規定する補助金等交付決定通知書を受け取った日から14日以内とする。

(計画変更の承認等)

第10条 申請者は、規則第10条第1項の規定による申請を行うときは、補助事業等計画変更(中止・廃止)申請書(第6号様式)に第7条第2項各号及び規則第4条第1項各号に掲げる書類のうち市長が指示するものを添えて市長に提出しなければならない。ただし、欠品による購入物品等の変更や販売価格の変更による補助対象経費の変更等については、第7条第2項各号及び規則第4条第1項各号に定める書類の提出を省略することができるものとする。

2 前項の申請において、規則第5条の規定により決定した補助金の交付額は増額できないものとする。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の市長の定める期日は、別に定めるものとする。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業等実績報告書(第8号様式)

(2) 補助対象経費の支出を証する書類

(3) 物品等の購入、工事後の内容が確認できる写真

(4) 補助金等交付決定または補助金等交付決定取消(変更)通知書の写し(規則第10条第4項により変更の決定を受けた場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

3 規則第14条第3項の規定により省略する書類は、「収支決算書」とする。

(補助金等の額の確定等に係る審査)

第12条 市長は、規則第15条第1項に規定する審査に当たり、報告内容について資料の追加が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加を求めることができる。

(交付の請求)

第13条 規則第18条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、補助金交付請求書(第9号様式)及び振込先口座がわかる書類等の写し

とする。

- 2 規則第18条第2項の規定により省略する書類は、「補助金等の額確定通知書の写し」とする。

(財産の管理等)

- 第14条 規則第5条第2項の規定による交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、補助対象経費により取得し、又は効用の増した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第15条 規則第23条第2号及び第3号に規定する市長が指定する財産は、取得価格の単価又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第23条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。

- 3 交付対象者は、第2項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ相模原市サイクルツーリズム推進事業補助金に係る財産処分承認申請書(第10号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により、交付対象者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(書類等の保管)

- 第16条 交付対象者は、補助事業に係る全ての関係書類を5年間保管しておかななければならない。

(成果の普及)

- 第17条 交付対象者は、市長が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力するよう努めなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条第 2 項、第 5 条第 1 項関係)

補助対象事業	補助対象経費例	補助対象項目
サイクルサポートステーション整備事業	サイクルツーリズム環境の向上に資する経費	サイクルラック、空気入れ、工具等の購入費用
	サイクリストの疲労回復等をサポートするための経費	給水機、冷蔵庫、休憩用ベンチ等の購入費用
立ち寄りスポット創出事業	サイクリストの利便性向上やサイクリストが安心して休憩できるようにするための経費	サイクルラック、自転車の屋内持込のためのスロープ等の整備、店舗敷地内における駐輪スペースの設置、自転車の盗難防止に資する設備等に係る購入費、材料及び工事費
	サイクリストの来訪を積極的に誘致するための経費	配布用記念品、撮影スポット設置、案内サイン等にかかる資材購入費及び工事費

別表 2 (第 6 条第 1 項関係)

補助対象事業	補助金の額
サイクルサポートステーション整備事業	補助対象経費 10 分の 10 を乗じて算出した額とし、限度額は 6 万円とする。
立ち寄りスポット創出事業	補助対象経費に 4 分の 3 を乗じて算出した額とし、限度額は 15 万円とする。